

2020年3月5日

各位

北海道旭川市4条通8丁目
旭川信用金庫

「民法の一部を改正する法律」を踏まえた預金規定の改定について

当金庫は、「民法の一部を改正する法律」施行により定期性預金の中途解約に関する条文を整備する必要があるため、2020年3月16日より規定を改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、改定の内容および改定される規定をお知らせいたします。

記

1. 改定する規定は下記のとおりです。

- (1) 定期預金共通規定
- (2) 期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉
- (3) 自動継続期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉
- (4) 自由金利型定期預金(M型)規定〈スーパー定期〉
- (5) 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定〈スーパー定期〉
- (6) 自由金利型定期預金規定〈大口定期〉
- (7) 自動継続自由金利型定期預金規定〈大口定期〉
- (8) 変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉
- (9) 自動継続変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉
- (10) 定額複利預金規定〈だんだん定期〉
- (11) 定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
- (12) 財産形成期日指定定期預金規定
- (13) 財産形成住宅預金規定
- (14) 財産形成年金預金規定
- (15) 財産形成積立定期預金規定

2. 主な改定の内容は下記のとおりです。

定期預金等の中途解約に関する規定をわかりやすくします。

定期預金共通規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
<p>4. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金は、第6条第6項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める</p>	<p>4. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金は、第6条第5項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) (追加)</p>

変更後	変更前
<p>場合を除き、満期日前（定額複利預金の場合は預入日または継続日の6か月後の応当日前）の解約はできません。</p> <p>(2) ~ (7) (省略)</p>	<p>(1) ~ (6) (省略)</p>

改定する規定は下記のとおりです。

定期預金共通規定	財産形成住宅預金規定
定期積金・積金ファンド定期積金共通規定	財産形成年金預金規定
財産形成期日指定定期預金規定	財産形成積立定期預金規定

期日指定定期預金規定（これ以外の規定も同様に改定します）

変更後	変更前
<p>定期性総合口座規定</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合</u>、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p>	<p>期日指定定期預金規定</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p>

改定する規定は下記のとおりです。

期日指定定期預金規定	自動継続変動金利定期預金規定
自動継続期日指定定期預金規定	定額複利預金規定
自由金利型定期預金（M型）規定	定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定	財産形成期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金規定	財産形成住宅預金規定
自動継続自由金利型定期預金規定	財産形成年金預金規定
変動金利定期預金規定	財産形成積立定期預金規定

3. 改定する規定の新旧対照表は次ページ以降をご覧ください。

変更後	変更前
<p>定期預金共通規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金は、第6条第6項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) <u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前(定額複利預金の場合は預入日または継続日の6か月後の応当日前)の解約はできません。</u></p> <p><u>(2)</u> (省略)</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p><u>(5)</u> (省略)</p> <p><u>(6)</u> 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員 (以下略)</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為 (以下略)</p> <p><u>(7)</u> (省略)</p> <p>7. ～15. (省略)</p>	<p>定期預金共通規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金は、第6条第5項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続) <u>(追加)</u></p> <p><u>(1)</u> (省略)</p> <p><u>(2)</u> (省略)</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p><u>(5)</u> 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員 (以下略)</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為 (以下略)</p> <p><u>(6)</u> (省略)</p> <p>7. ～15. (省略)</p>

変更後	変更前
<p>期日指定定期預金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u> <u>または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場</u> <u>合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期</u> <u>間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普</u> <u>通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。)</u>によって1年複 利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% (以下略)</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>期日指定定期預金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u> <u>または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息</u> <u>は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小</u> <u>数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回</u> <u>る場合は、その普通預金の利率とします。)</u>によって1年複利の方法で計算し、 この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40% (以下略)</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>自動継続期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (4) (省略)</p> <p>(5) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%（以下略）</p> <p>(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>4. ～5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>自動継続期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (4) (省略)</p> <p>(5) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%（以下略）</p> <p>(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>4. ～5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>I 共通規定</p> <p>1. ～3.（省略）</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (2)（省略）</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u>または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>2.（省略）</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (2)（省略）</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u>または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>I 共通規定</p> <p>1. ～3.（省略）</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (2)（省略）</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u>または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>2.（省略）</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (2)（省略）</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、</u>または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>I 共通規定</p> <p>1. ～3.（省略）</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (3)（省略）</p> <p>(4) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u>または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>2.（省略）</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (2)（省略）</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u>または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>I 共通規定</p> <p>1. ～3.（省略）</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (3)（省略）</p> <p>(4) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u>または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>2.（省略）</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (2)（省略）</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u>または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>自由金利型定期預金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</u></p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>自由金利型定期預金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</u></p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>自動継続自由金利型定期預金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合</u>、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>自動継続自由金利型定期預金規定</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>3. ~4. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>変動金利定期預金規定</p> <p>I 共通規定</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u> または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、次のとおり支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u> または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>変動金利定期預金規定</p> <p>I 共通規定</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u> または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、次のとおり支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u> または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>自動継続変動金利定期預金規定</p> <p>I 共通規定</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u> または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、次のとおり支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、</u> または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>自動継続変動金利定期預金規定</p> <p>I 共通規定</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u> または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、次のとおり支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u> または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>定額複利預金規定</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>この預金を定期預金共通規定第6条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合</u>、または定期預金共通規定第6条第5項もしくは第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>4. ～5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>定額複利預金規定</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合</u>、または定期預金共通規定第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>4. ～5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>定期積金・積金ファンド定期積金共通規定</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>この積金を第 10 条第 1 項により満期日前に解約するとき、または第 10 条第 4 項もしくは第 5 項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u></p> <p>③ この計算の単位は 1 円とします。</p> <p>6. ～7. (省略)</p> <p>8. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この積金は、第 10 条第 5 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。</p> <p>9. (省略)</p> <p>10. (解約)</p> <p><u>(1) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この積金の積金契約者が第 13 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれが</p>	<p>定期積金・積金ファンド定期積金共通規定</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。</p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの積金を満期日前に解約するとき、または第 10 条第 3 項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</u></p> <p>③ この計算の単位は 1 円とします。</p> <p>6. ～7. (省略)</p> <p>8. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この積金は、第 10 条第 4 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。</p> <p>9. (省略)</p> <p>10. (解約)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この積金の積金契約者が第 13 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれが</p>

変更後	変更前
<p>あると認められる場合</p> <p>(5) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。</p> <p>① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p>(6) (省略)</p> <p>11. ～19. (省略)</p>	<p>あると認められる場合</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。</p> <p>① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p>(5) (省略)</p> <p>11. ～19. (省略)</p>

変更後	変更前
<p>財産形成期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、または第8条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</u></p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>6. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第8条第5項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしてします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約する</p>	<p>財産形成期日指定定期預金規定</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、または第8条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</u></p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。</p> <p>6. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第8条第4項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(追加)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしてします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約する</p>

変更後	変更前
<p>ことができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p><u>(6) ~ (7) (省略)</u></p> <p><u>(8)</u> 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。</p> <p>① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が 1 万円未満の場合は、その預金全額</p> <p>② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が 1 万円以上の場合は、次の金額</p> <p>ア. その預金にかかる払戻請求額が 1 万円未満の場合は、1 万円</p> <p>イ. その預金にかかる払戻請求額が 1 万円以上の場合は、その払戻請求額（本証は元利金お受け取りの際にご提出いただきますので、大切に保管ください。）</p> <p>9. ~15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>ことができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p><u>(5) ~ (6) (省略)</u></p> <p><u>(7)</u> 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。</p> <p>① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が 1 万円未満の場合は、その預金全額</p> <p>② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が 1 万円以上の場合は、次の金額</p> <p>ア. その預金にかかる払戻請求額が 1 万円未満の場合は、1 万円</p> <p>イ. その預金にかかる払戻請求額が 1 万円以上の場合は、その払戻請求額（本証は元利金お受け取りの際にご提出いただきますので、大切に保管ください。）</p> <p>9. ~15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>財産形成住宅預金規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、または第7条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第7条第5項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>6. (省略)</p> <p>7. (預金の解約)</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) <u>前項により、当金庫がやむを得ないと認め、第3条の支払方法によらずにこの預金を解約する場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p>財産形成住宅預金規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第7条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。（以下略）</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第7条第4項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>6. (省略)</p> <p>7. (預金の解約)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) <u>やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず払い出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>

変更後	変更前
<p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p>(6) (省略)</p> <p>8. ～19. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p>(5) (省略)</p> <p>8. ～19. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>財産形成年金預金規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、または第7条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。(以下略)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第7条第5項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>6. (省略)</p> <p>7. (預金の解約)</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) <u>前項により、当金庫がやむを得ないと認め、第3条の支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、財形年金預金ご契約の証(以下「ご契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。</u> この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれが</p>	<p>財産形成年金預金規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第7条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。(以下略)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第7条第4項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>6. (省略)</p> <p>7. (預金の解約)</p> <p>(追加)</p> <p>(1) <u>やむを得ない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、財形年金預金ご契約の証(以下「ご契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。</u> この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれが</p>

変更後	変更前
<p>あると認められる場合</p> <p>(5) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p>(6) (省略)</p> <p>8. ～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>あると認められる場合</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p>(5) (省略)</p> <p>8. ～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

変更後	変更前
<p>財産形成積立定期預金規定</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、または第6条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。(以下略)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第6条第5項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしてします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると</p>	<p>財産形成積立定期預金規定</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、または第6条第3項もしくは第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。(以下略)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第6条第4項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。</p> <p>5. (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(追加)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしてします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると</p>

変更後	変更前
<p>判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p><u>(6)</u>（省略）</p> <p>7. ～13.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合</p> <p>ア. 暴力団</p> <p>イ. 暴力団員（以下略）</p> <p>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合</p> <p>ア. 暴力的な要求行為</p> <p>イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為（以下略）</p> <p><u>(5)</u>（省略）</p> <p>7. ～13.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>